

平成30年度 第1回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日時：平成30年6月1日（金） 15:00～

会場：関内駅前第一ビル2階 205E 会議室

1 教育委員会あいさつ

2 委員紹介

3 会長選出

4 協 議

(1) いじめ問題等に係る各関係機関・団体の取組について [資料1-1、1-2]

(2) 12月のいじめ防止啓発月間における取組について [資料2]

(3) その他

ア いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告について [資料3]

イ その他

【次回開催】

平成30年度第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

日時 平成30年10月31日（水）15:00～17:00

会場 関内駅前第一ビル 210 会議室 [資料4]

	平成29年度活動実績	平成30年度 年間計画(予定)
横浜地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談 申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続 「子どもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施 Jリーグと連携した啓発活動の実施 人権教室（未就学児）の実施 人権キャラバン（小・中学生に対する人権教室）の開始 全国中学生人権作文コンテストの実施 いきいき子ども写真コンテストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談 申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続 「子どもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施 Jリーグと連携した啓発活動の実施 人権教室（未就学児）の実施 人権キャラバン（小・中学生に対する人権教室）の開始 全国中学生人権作文コンテストの実施 とどけよう「絵とことば」のコンテストの実施
神奈川県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催 少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施 学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施 いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施 事件対応 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催 少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施 学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施 いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施 事件対応
横浜市青少年指導員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 全市一斉夜間パトロール（7月）、全市統一行動キャンペーン（10～11月）の実施 横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 全市一斉夜間パトロール（7月）、全市統一行動キャンペーン（10～11月）の実施 横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努める。
横浜市子ども会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発の取組として、役員会、区子連長会などの会議議題にいじめ防止関連項目を加えていじめ防止啓発を図った。 全国子ども会連合会発行の「人間関係開発のプログラム研究」の中の「子ども会式いじめ対応プログラム」を抜粋して区子連長会を通じ子供会に周知し、啓発を図った。 行事等で機会があるごとにできる限りのぼり旗、ポスターなどを掲出し啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発の取組として、役員会、区子連長会などの会議議題にいじめ防止関連項目を加えていじめ防止啓発を図る 全国子ども会連合会発行の「人間関係開発のプログラム研究」の中の「子ども会式いじめ対応プログラム」を抜粋して区子連長会を通じ子供会に周知し、啓発を図る 行事等で機会があるごとにできる限りのぼり旗、ポスターなどを掲出し啓発を図る
横浜子ども支援協議会	<p>〈横浜子ども支援協議会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の活動を深化させていくとともに、ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒、ならびに職員が民間の活動への参加を実施、ならびに民間の児童生徒が教育支援センターの活動に参加 <p>〈横浜子ども支援協議会 事務局 教育支援協会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度同様の取組を継続実施 	<p>〈横浜子ども支援協議会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の活動を深化させていくとともに、ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒、ならびに職員が民間の活動への参加を実施、ならびに民間の児童生徒が教育支援センターの活動に参加を予定 <p>〈横浜子ども支援協議会 事務局 教育支援協会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度同様の取組を継続実施予定
横浜市PTA連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む） 「いじめ防止市民フォーラム」への参加（横浜市教育委員会） <ul style="list-style-type: none"> ・・・パネリストとして市P連会長、市P連役員及び各区部より代表者が参加 「人権啓発講演会」への参加（市民局）・・・市P連役員及び各区部より代表者が参加 三行詩コンクールの実施・・・三行詩優秀作品集の配付 	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む） いじめ防止市民フォーラムへの参加 人権啓発講演会への参加 三行詩コンクールの実施 <p style="text-align: right;">他</p>
横浜市内立学校	<ul style="list-style-type: none"> 校内いじめ防止対策委員会での進捗管理 学校運営協議会やまちとともに歩む学校懇話会での状況の報告 横浜こども会議によるアクションの実施 子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業で実施 Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施と支援検討会 学校主催「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施 ケータイモラル教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～3年生）の実施 性被害加害防止のための教育（命の教育、保健学習、学級指導等） 校長会生徒指導・児童指導研究部会で事例協議（毎月） 区専任会、区代表者専任会（毎月） 中学校防犯サミットの区単位の実施 各区学校経営推進会議における「再発防止策に係る研修」の実施 学校いじめ防止基本方針改定 	<ul style="list-style-type: none"> 校内いじめ防止対策委員会での進捗管理 学校運営協議会やまちとともに歩む学校懇話会での状況の報告 中学校ブロックによる年間を通じた「横浜こども会議」によるいじめの未然防止に向けた子ども主体の取組 子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業で実施 Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施と支援検討会 学校主催「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施 ケータイ・スマホ安全教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～4年生）の実施 性被害加害防止のための教育（命の教育、保健学習、学級指導等） 校長会生徒指導・児童指導研究部会で事例協議（毎月） 区専任会、区代表者専任会（毎月） 中学校防犯サミットの区単位の実施 各区学校経営推進会議における「再発防止策に係る研修」の実施

		平成29年度活動実績	平成30年度 年間計画(予定)
横浜市児童相談所		<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する相談及び個別対応の実施（29年4月～）新規受付相談件数は60件程度 いじめ防止月間における啓発活動の実施（29年12月） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する相談及び個別対応（新規受付相談件数は60件程度／年） いじめ防止月間における啓発活動の実施（30年12月） 各区学校専任会への出席、情報共有
区福祉保健センター		【泉区計画】 <ul style="list-style-type: none"> 児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回） 小中学校訪問及び意見交換(随時) こども家庭支援相談業務連絡会（月1回） 西部学校教育事務所地域連携課長会（月1回） 学校カウンセラー、スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（年1回） 地域事業の支援（不登校児を抱える保護者の会 等） 発達障害児サポートセミナー（年1回） 	【南区計画】 <ul style="list-style-type: none"> 児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回） 小中学校訪問及び意見交換(随時) 子ども家庭支援相談業務連絡会（月1回） 東部学校教育事務所地域連携推進担当課長会（年3回） 学校カウンセラー、スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（年1回） 学校・家庭・地域連携事業による支援 子ども食堂などの居場所づくり活動の支援
市民局		<ul style="list-style-type: none"> 人権よこはまキャンペーン 全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会 人権擁護委員による「人権キャラバン」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人権よこはまキャンペーン（7月） 全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会（12月） 人権擁護委員による「人権キャラバン」の実施（通年）
こども青少年局		<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成、自立支援施策を進める中で、いじめ問題等についても対応（例：青少年指導員、よこはまユースなど）（通年） 青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み（いじめ問題含む）についての相談を受付（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成、自立支援施策を進める中で、いじめ問題等についても対応（例：青少年指導員、よこはまユースなど）（通年） 青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み（いじめ問題含む）についての相談を受付（通年）
健康福祉局		<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談（通年）
教育委員会	通年	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校配置 小中一貫型カウンセラー配置完全実施（136→141ブロック） スクールソーシャルワーカーの配置（24人） ※チーフスクールソーシャルワーカーを各学校教育事務所に設置（1名） 小学校ハートフルルームの増設（29年度増設：3→4か所）29年度新たに北部方面整備 いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理 いじめ防止のための研修実施（各校） 横浜プログラム活用推進（通年） いじめ110番事業 24時間365日体制 学校課題解決支援事業（適時） 講師派遣によるネットリテラシー教育の推進（通年） ネットルールづくり（親子間・生徒間）推進プログラム作成（通年） ネットトラブル学校支援窓口設置（通年） 学校生活あんしんダイヤル設置（29年5月9日開始・通年） いじめ根絶横浜メソッド増補版の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校への配置 小中一貫型カウンセラー配置完全実施（141ブロック） スクールソーシャルワーカーの配置（30人） ※統括スクールソーシャルワーカーを各学校教育事務所に配置（1名ずつ） ※高等学校、特別支援学校担当のスクールソーシャルワーカーを配置（1名ずつ） 不登校支援の手引き 全校配布 いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理 いじめ認知報告書 書式改訂 いじめ防止のための研修実施（各校） 横浜子ども会議の取組（通年） 横浜プログラム活用推進（通年） いじめ110番事業 24時間365日体制 学校課題解決支援事業（適時） 講師派遣によるネットリテラシー教育の推進（通年） ネットルールづくり（親子間・生徒間）推進プログラム作成（通年） ネットトラブル学校支援窓口設置（通年） 学校生活あんしんダイヤル開設時間の延長（通年） いじめ根絶！横浜メソッド増補版の配布 モデル校による「魅力ある学校づくり」調査研究事業（通年）
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向けスマホケータイリーフレットの配布（小・中・特別支援学校 1年生） 第1回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（4/27） 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向けスマホケータイリーフレットの配布（小・中・特別支援学校 1年生） 第1回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（4/19）
	5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止のための校長研修(5/16～19) 第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（5/24） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（5/17） いじめ防止のための校長研修実施（5/18, 24, 6/1）
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会 開催（6/2） 第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（6/15） 第1回横浜市児童・生徒指導中央協議会（6/29） 相談カード配布（全児童生徒） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会 開催（6/1） 第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（6/21） 横浜市児童・生徒指導中央協議会（6/28） 相談カード配布（全児童生徒用） 子育てに関する相談窓口リーフレット配布（保護者用）
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（7/20） 	<ul style="list-style-type: none"> 高校横浜子ども会議 開催（7/12） 第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（7/19）
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 各区横浜子ども会議の開催（8月下旬～） 	<ul style="list-style-type: none"> 各区横浜子ども会議の開催（8月下旬～） 第5回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（8/16）
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（9/21） 	<ul style="list-style-type: none"> 第6回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（9/20） SNS相談窓口試行事業実施（9月）

		平成29年度活動実績	平成30年度 年間計画(予定)
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 第6回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (10/19) 第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催 (10/31) 横浜市いじめ防止基本方針改定 (10月) 学校いじめ防止対策委員会 会議録様式統一 	<ul style="list-style-type: none"> 第7回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (10/18) 第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催 (10/31)
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 第7回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (11/16) 	<ul style="list-style-type: none"> 第8回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (11/15)
	12月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発月間(人権週間含む)による取組 ※実施内容は協議会で別途協議 いじめ防止市民フォーラム 開催 (12/2) いじめ解決一斉キャンペーンの実施 (12月) 第8回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (12/21) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発月間(人権週間含む)による取組 ※実施内容は協議会で別途協議 いじめ防止市民フォーラム 開催 (12/2) いじめ解決一斉キャンペーンの実施 (12月) 第9回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (12/20)
	1月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回横浜市児童・生徒指導中央協議会の開催 (1/25) 第9回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (1/18) 	<ul style="list-style-type: none"> 第10回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (1/17)
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 第10回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (2/15) 	<ul style="list-style-type: none"> 第11回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (2/21)
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 第11回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (3/15) 	<ul style="list-style-type: none"> 第12回横浜市いじめ問題専門委員会 開催 (3/20)
	連携 など	<ul style="list-style-type: none"> 学校警察連絡協議会との連携(県・市・区) 児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携(通年) 校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携(通年) 中学生人権作文コンテストの実施(市民局と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校警察連絡協議会との連携(県・市・区) 児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携(通年) 校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携(通年) 中学生人権作文コンテストの実施(市民局と連携)

平成 29 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙）について、学校と教育委員会事務局が連携して進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の 3 つの視点で 29 年度の取組状況を報告します。

1 学校の取組

いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

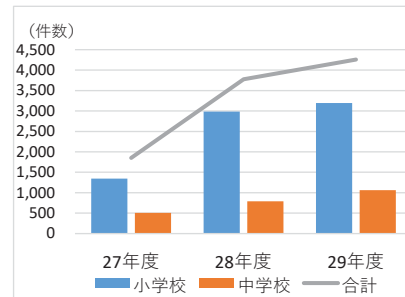
法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、29 年度はいじめの認知件数は、前年度に比べ増加しました。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めていきます。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

【いじめの認知件数】(単位:件)

	27 年度	28 年度	29 年度	前年度比
小学校	1,343	2,985	3,196	211
中学校	509	791	1,062	271
計	1,852	3,776	4,258	482

※29年度件数は暫定値



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

(再発防止策: 1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①)

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、『いじめ』根絶！横浜メソッド』を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施し、各学校での校内研修へつなげました。

また、福島県へ教職員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

さらに、『いじめ』根絶！横浜メソッド増補版』として、記録の重要性や事案発生時の対応ポイント、学校教育事務所による支援等についてまとめました。30 年度は、増補版を活用した研修を実施していきます。

※「いじめ」根絶！横浜メソッド…教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

児童生徒理解・いじめの定義理解研修

- ・校長への研修（5月）弁護士による「いじめ」の定義理解
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等

放射線・被災地理解研修

- ・福島県での教職員派遣研修（7月 77人）
- ・人権教育推進担当者への研修（9月「被災地の現状」）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(再発防止策: 1-④、2-③、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③)

複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」を、毎月 1 回以上開催することを徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、10 月に改定した横浜市いじめ防止基本方針を受け、全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、30 年 3 月までにホームページへ公表しました。改定した方針を全教職員で共有するとともに、児童生徒、保護者、地域等に周知し、連携・協働して取り組んでいきます。

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知（相談・報告の窓口）
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・認知している事案の進捗管理
- ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し 等
- 定期開催（月 1 回以上）
- 臨時開催（新たな事案の発生時等）

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】(単位:校)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月 1 回	259	79	2	9	11
月 2~3 回	70	33	0	0	1
週 1 回以上	10	34	0	0	0
計	339	146	2	9	12

③ 社会全体でいじめ防止に取り組む「いじめ防止市民フォーラム」の開催（12月2日）

(再発防止策: 1-①、4-①、8-③)

「いじめの問題に向き合い、自分や他の人を大切にして関わり合う子ども社会をつくろう」をテーマに、いじめ防止啓発月間中の 12 月 2 日に「いじめ防止市民フォーラム」を開催しました。

小学生・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行いました。また、パネルディスカッションでは、「いじめが起きた時、自分には何ができるのか」学校の取組から感じていること、自分がかもしいじめにあったら、いじめの場にいたらどうするか、周りにいる大人には何ができるのかを、小学生、中学生、保護者、教職員それぞれの視点から話し合いました。



● 山内小学校 「児童いじめ防止委員会の取組」

- ・子ども主体の「児童いじめ防止委員会」で、毎月情報交換を行いながら、取組を進めている。
- ・年 3 回は、保護者代表、主任児童委員、警察も参加し、一緒に考える。
- ・この取組により、いじめを注意できる友達も増え、いじめ防止の意識が上がっている。

● 横浜吉田中学校 「いじめ防止の取組」

- ・生徒会の発信により 4 か国語での「あいさつ運動」を実施（約 50%が外国籍等の生徒）
- ・校外での活動も広がり、警察署や商店街、南吉田小学校との連携にもつながった。
- ・学校が「居場所づくり」と「絆づくり」ができる場所でありたいと考え、取り組んでいる。

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に29年度から「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所と連携して、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチを進め、児童生徒への適切な支援につなげています。

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援 (再発防止策：5-①、5-③)

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チーム（スクールソーシャルワーカー・学校支援員含む。）の派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話、面接等により、保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

【いじめに関する検討・相談数】 29年度実績

カンファレンスでの検討	98件 (延340回)
保護者等からの電話相談	75件 (延361回)
学校への訪問対応	95件 (延531回)
保護者との面談	54件 (延339回)

【学校担当指導主事による支援例】

「いじめられて苦しい」というメモを自宅で見つけた母親が学校教育事務所に相談。報告を受けた学校担当指導主事が母親に直接会い、親子共につらい思いをしていることを聞いた。

学校担当指導主事は学校に状況を伝え、学校と学校教育事務所が密に連携しつつ、学校によるクラス全児童へのアンケートと一人ひとりへの聞き取りを行った。学校は、確認できた事実をもとに、関係した児童への適切な指導を行い、解決に向かった。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(再発防止策：5-②、5-④、6-①)

いじめの早期解決を図るため、29年度より、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局内に設置しました。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。

【緊急対応チーム取扱件数】 29年度実績

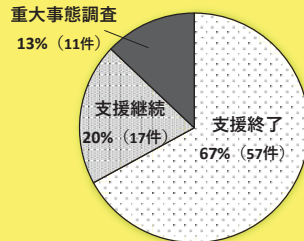
取扱件数		学校訪問 ※2
(カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	
85件	57件	70件 (延370回)

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件
※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行35件 (延172回)

【緊急対応チームによる支援例】

緊急対応チーム指導主事が、学校いじめ防止対策委員会に出席し、助言したことで、組織的な対応や関係機関との連携につながり、学校で適切な初期対応が行われた。また、緊急対応チーム会議でモニタリングを行い、一定期間いじめ行為がなかったことを確認し、いじめは解消した。

【緊急対応チーム取扱件数(85件)の内訳】



③ スクールソーシャルワーカーを活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

(再発防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②)

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の積極的な活用を進めています。29年度は、教育委員会事務局に係長職のスーパーバイザー1人と学校教育事務所を兼務するチーフSSW4人を配置しました。

30年度は、チーフSSWに代わり正規職のSSW(統括)を各学校教育事務所に配置するとともに、新たに高校、特別支援学校担当のSSWを教育委員会事務局に配置することで支援体制を充実させます。

また、児童生徒と保護者の新たな学校外の相談窓口として29年5月に開設した「学校生活あんしんダイヤル」を通じて、SSWが直接いじめの相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場合は学校教育事務所のSSWが引継ぎ、学校とともに解決を図っています。30年度は開設時間を延長して対応します。

【SSWの支援対象人数】 29年度実績 (単位：人)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
373	146	17	14	550

※28年度：392人

【SSWのいじめへの対応状況】

28年度：28件 (うち状況改善23件、進学・転出等5件)

29年度：54件 (うち状況改善35件、継続支援中14件、進学・転出等5件)

【SSWによる対応例】

クラス内で発生したいじめは解消されたが、精神的な不調を訴え、不登校となる。学校が様々な支援を行うも好転しないため、保護者の不満は学校への不信感となっていた。学校の要請を受けたSSWは、専任教諭らと児童、保護者を入れたケース会議を開催。児童が安心できる環境づくりについて協議、検討したところ、児童はいつでもSOSを発信できることを知り、学校生活に対する不安感が薄まり、登校を再開した。

【あんしんダイヤル相談件数】 29年度実績 (単位：件)

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
54	42	56	10	20	182

【あんしんダイヤル対応状況】 29年度実績 (単位：件)

傾聴・情報提供のみで終了	学校教育事務所SSWが対応	その他
103 (56.6%)	72 (39.6%)	7 (3.8%)

3 再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組

① 再発防止策等を踏まえた「横浜市いじめ防止基本方針」の周知徹底 (再発防止策：6-②)

10月に改定した「横浜市いじめ防止基本方針」について、今後も、様々な機会を通じ、地域や学校現場等へ広く周知し、いじめ防止の取組を徹底していきます。

② いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等 (再発防止策：6-④、7-①、7-②)

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につなげられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき12月に策定した「公表ガイドライン」を運用していきます。

なお、これまでに重大事態調査案件は16件発生していますが、このうち29年度に2件、30年度に入り1件について、本ガイドラインに基づき調査結果を公表しています。

また、29年6月に「いじめ問題専門委員会」の委員を4人増員し、体制強化を図りました。

③ 情報共有や引継ぎのための仕組みづくり (再発防止策：2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥)

教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの導入に着手しました。31年度以降の本格実施を目指し、制度設計を行います。学校では、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有します。

④ 小学校高学年における一部教科分担制の推進 (再発防止策：1-④)

小学校高学年における児童の資質・能力を着実に育み、きめ細やかな指導を行うとともに、複数の教職員で児童一人ひとりを見守る体制づくりができるように、一部教科分担制の導入による学年経営力強化の事業計画を策定しました。30年度は8校で試行導入し、実施についての効果検証を行います。

平成30年度「いじめ防止啓発月間（12月）」実施要項

1 趣旨

本市においては、「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、社会全体でいじめ根絶を目指し取組を進めており、その基本方針において、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけています。

この啓発月間の取組をより効果的なものとするため、6月に開催された「第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会」において合意された、啓発月間における市全体での協働の取組を実施します。

2 実施期間

平成30年12月1日（土）から31日（月）までの1か月間

3 実施内容

(1) いじめ防止に向けた「のぼり」「ポスター」の活用

12月の「いじめ防止啓発月間」のシンボルとして、一昨年度配布したいじめ防止に向けた「のぼり」や本年度作製した「いじめ防止啓発ポスター」を啓発活動に活用するとにより、活動を活性化させ、全市におけるいじめ防止の取組を推進します。

【のぼりの活用】

- ・全市立学校で、あいさつ運動や朝会での活用や昇降口等へ掲示
- ・いじめ問題対策連絡協議会に係わる関係機関・団体や市庁舎、区役所等での掲示など、いじめ防止に向けた啓発に活用



ポスターは H29 のもの

【ポスターの活用】

- ・全市立学校及びいじめ問題対策連絡協議会に係わる関係機関・団体、市庁舎・区役所等に、「いじめ防止啓発月間」を中心に掲示し、いじめ防止に向けた啓発活動に活用予定
- ・B3版（11月上旬配付予定）

(2) 市営地下鉄での啓発

横浜市営地下鉄ブルーラインの車両ドアの上にある情報装置に広告を掲出し、いじめ防止の啓発を図ります。

「12月は横浜市いじめ防止啓発月間です。～早い気づき、あたたかい声かけ～」

◆横浜市いじめ問題対策連絡協議会◆

(3) 「いじめ防止市民フォーラム」の開催

12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働で、いじめ防止に向けた「いじめ防止市民フォーラム」を開催することにより、いじめ防止の啓発を広く市民に広報します。

ア 開催日時

平成30年12月2日(日) 13:00～15:00 (受付12:30)

イ 開催内容

テーマ(案)

「いじめの問題を自分事としてとらえ、互いに支え合う子ども社会をつくろう」
～子どもや大人が、解決に向けて具体的に行動できるために～

【テーマについて】

「いじめの定義」にある子どもの「心身の苦痛(傷つき)」は周りが気付かない中に起こり得る。それだけに、大人が気づくよりも前に、身近にいる子どもが気づき、解決に向かう行動ができるかが、早期発見、解決にはかかせない。

傷ついた子どもの存在に気づき、その回復と課題解決に向けて行動し、互いにその存在を大切にする社会をつくるために、どのようにすればよいのか、また、子どもの周りでその育ちを見守る大人が何をできるのかを考えられる機会にしたい。

【次第】

- 1 開会
- 2 主催者挨拶(会長)
- 3 教育委員会挨拶(教育長)
- 4 横浜子ども会議の取組から
- 5 関係機関の取組(警察やPTA等の活動について)
- 6 パネルディスカッション
[コーディネーター]
調整中
[パネリスト]
小中学生代表、高校生代表、保護者代表、学校関係者代表、関係機関代表
- 7 閉会

SNSによるいじめの防止
いじめ防止についての非行防止教室
校内いじめ標語コンクール など

ウ 場所

南公会堂 横浜市南区浦舟町2-33 南区総合庁舎内

エ 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会

オ 備考

「いじめ防止市民フォーラムのお知らせ」をポスターの横に掲示する

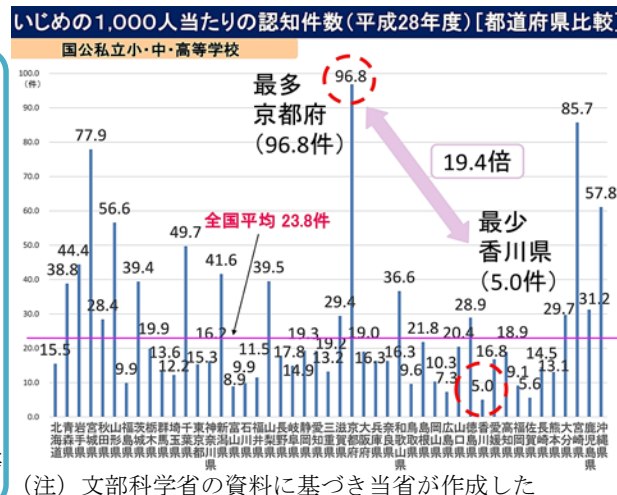
いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

報告日：平成30年3月
 報告先：文部科学省、資料3

背景等

- いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定
- 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定
- 28年度のいじめの認知件数は約32万3,000件で過去最多。児童生徒数当たりの認知件数には、都道府県間で約19倍の差あり。いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たず

（注）法のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。



＜調査対象機関＞ 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、20都道府県公安委員会（都道府県警察）、41市町村、50市町村教育委員会、249学校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等

＜実地調査期間＞ 平成28年12月～29年3月

自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果

1 分析結果

調査報告書は、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産
 今回、重大事態66事案から、学校等の対応の課題を整理・分析（注）

- （注）分析結果は重大事態の全体像を示すものではない
- いじめの認知等に係る課題（56%）
 - ・ いじめの定義を限定解釈
 - ・ この程度は悪ふざけやじゃれあいで問題なく、本人が「大丈夫」と言えばいじめではない等
 - 学校内の情報共有に係る課題（61%）
 - ・ 担任が他の教員等と情報共有せず等
 - 組織的対応に係る課題（64%）
 - ・ 担任に全てを任せ、学校として組織的対応せず等
 - 重大事態発生後の対応に係る課題（35%）
 - ・ 教育委員会から首長への法に基づく発生報告が遅延等

学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

2 いじめの正確な認知の推進

- 学校において、法のいじめの定義を限定して解釈
 - ① いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例あり（24%）
 - ② 実際の事案でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%）

3 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

- 教育委員会等において、法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事態の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等）

4 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

- 法務局において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%）

（参考）いじめの発見から対処に際して工夫している取組

- いじめ対応の各段階、ネットいじめ、重大事態への対処等の工夫している取組を整理

主な勧告

（文部科学省）
 法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

（文部科学省）
 法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底

（法務省）
 いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

1 自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果

分析趣旨等

- 重大事態（注）に関する調査報告書は、事実の全容解明と再発防止を目的とし、**学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産**
- 文部科学省が実施予定の重大事態に係る分析の詳細は未定
- 調査報告書を重大事態の発生防止に活用している地方公共団体は一部。教育現場からは、**重大事態の事例を整理し、提供を求める意見あり**

（注） 重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」又は「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう

● 重大事態の発生件数（平成25～28年度、単位：件）

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
発生件数合計		179	449	314	396
1	生命心身財産重大事態	75	92	130	161
2	不登校重大事態	122	385	219	281

（注） 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。25年度は9月以後の状況1件の重大事態が、1・2両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上

自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果

● 分析対象とした重大事態に関する調査報告書

37地方公共団体から**66事案・67調査報告書**を

入手し、教育現場の参考のため分析（注）

（注） 法施行前の事案等、法上の重大事態ではないものを含む

● 調査報告書により判明した重大事態の概要

- ① 66事案の重大事態の態様（下記両方に該当する場合あり）
 - ・ 生命心身財産重大事態：31事案（47%）
 - ・ 不登校重大事態：38事案（58%）
- ② いじめの状況（いじめの具体的な態様が確認できた50事案）
 - ・ 「**冷やかし・からかい等**」から**重大事態が発生**しているものが最多で、39/50事案（**78%**）
- ③ 自殺等事案の状況（「死にたい」等の記載が確認できた9事案）
 - ・ 事案発生前に「**死にたい**」等のほのめかしの**周囲が確認**したものは5/9事案（**56%**）
 - ・ 上記のほのめかしの**時期は**、事案発生当日から7日前までの**直前**が、3/5事案（**60%**）

● 調査報告書により判明した学校等の対応における課題等の指摘事項について、いじめ対応の各段階で整理。**法等が求める取組の実施が重要**

区分	学校等の対応における課題等の例
いじめの認知等 37事案（56%）	・ 教職員が、いじめの定義を平成18年以前の「継続的、一方的、深刻」という文言が入ったものと思い込み、いじめと認識していなかった ・ この程度は悪ふざけやじゃれあいで問題ない、また、本人が「大丈夫」と言えばいじめではないという認識
学校内の情報共有 40事案（61%）	担任が、生徒から相談があったにもかかわらず、いじめの問題として学校内で情報の共有をしなかった
組織的対応 42事案（64%）	被害児童への聞き取り等について、学校として対応の仕方が共有されておらず、全て担任任せであった
重大事態発生後の対応 23事案（35%）	教委職員が、法の趣旨や内容を十分理解しておらず、首長に対する重大事態の発生報告が遅れてしまった
アンケートの活用 18事案（27%）	アンケートに「いじめがある」と回答があった際の具体的な対応の取り決めがなく、活用されなかった
教員研修 30事案（46%）	いじめに焦点を当てた教職員等の指導力向上のための研修が開催されていなかった

2 いじめの正確な認知の推進

制度等

法のいじめの定義（要素）

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



いじめは、どの子供・学校でも起こりうるものであり、積極的な認知が必要

いじめの正確な認知は、いじめ対応の第一歩であり、法が機能する大前提

年間でいじめの認知件数が零（いじめ零）の学校割合

平成25年度	26年度	27年度	28年度
47.0%	42.3%	36.8%	30.6%

（注） 文部科学省の資料に基づき当省が作成した

文科省は、いじめの正確な認知に向けた取組を行うよう教育委員会等に対し通知

- ① 認知件数の学校間差の分析
- ② いじめ零校の事実の公表によるいじめ零の検証

学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

教育委員会等において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分

- ・ いじめの認知件数の学校間差があると認識しているものは、46/60教育委員会（注）（**77%**）
事例：設置する小学校の児童生徒1,000人当たりの認知件数の最少校は0件、最多校667件
（注）調査対象とした71教育委員会のうち、実地調査した60教育委員会を対象。以下同じ
- ・ 学校間差の分析未実施は、20/46教育委員会（**44%**）。理由は「学校が適切にいじめを認知」等
- ・ いじめ零校の事実の公表未実施は、**5割以上**の学校。理由は「公表が必要なことを知らなかった」等

学校において、いじめの認知の判断基準について、法のいじめの定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈する例あり

- ・ 限定解釈していると考えられるものは、**59/249校（24%）**。理由は「子供のトラブルで、すぐに解消した事案を認知すると相当の数となるため」等
- ・ 限定解釈する学校の中には、複数の要素を判断基準にする例あり（右図参照）

実際の事案でも、法のいじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しなかった例あり

- ・ 児童生徒間のトラブル等として取り扱い、いじめの認知に至らなかったとする169校、389事案のうち、「継続性」等の法のいじめの定義とは別の要素がないため、認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）が32校、**45事案（12%）**あり
事例：「数名から下着を下げられひどく傷ついた」との相談に、単発行為で継続性がないため認知しなかった

勧告

（文部科学省）

- いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと
- 法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

図 限定 法のいじめの定義

法のいじめの定義を限定する要素の例

「継続性」「集団性」「一方的」「陰湿」「深刻度」
 限定 「不均衡な力関係により2度以上不快な思い」
 「相手を指導する必要がある事案」等

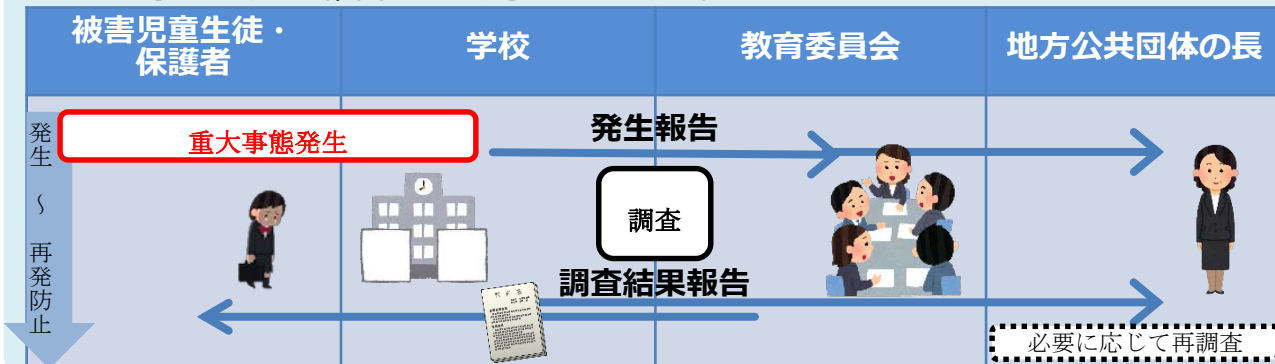
3 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

制度等

● **法・国の基本方針等**において、教育委員会等からの地方公共団体の長等に対する、重大事態の**発生報告・調査結果の報告、報告書作成等を規定**

● これらの報告等により、職員の派遣等の**支援**や、地方公共団体の**長による再調査の必要性の判断**をより適切に行うことが可能

● 重大事態の発生報告など法等に基づく措置のフロー



学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

● **教育委員会等において、重大事態の発生報告など法等に基づく措置が徹底されていない例あり** (設置校で重大事態が発生した40教委のうち、法等に基づく措置状況の回答があった37教委の重大事態139事案の状況)

① 重大事態の発生報告をしていない例

措置内容	学校から教育委員会	教育委員会から地方公共団体の長
未実施数	3教委、16事案 (12%)	2教委、3事案 (2%)
未実施の理由等	重大事態が発生した場合、学校は直ちに教委に報告することが法等で規定されているにもかかわらず、 学校が重大事態と認識できなかったため 、教委に発生報告をしていない	重大事態が発生した場合、学校からの報告を受けた教委は、速やかに首長に報告することが法等で規定されているにもかかわらず、 被害児童及び保護者が重大事態の調査を希望しなかったため 、首長に発生報告をしていない

② 重大事態の調査結果の報告をしていない例

措置内容	教育委員会等から被害児童生徒・保護者	教育委員会から地方公共団体の長
未実施数	6教委、19事案 (14%)	1教委、1事案 (1%)
未実施の理由等	重大事態の調査結果等の被害児童生徒・保護者への情報提供が法等で規定されているにもかかわらず、 学校が重大事態と認識できなかったため 、教委等から被害生徒の保護者に調査報告書を提供していない	重大事態の調査結果の首長への報告が法等で規定されているにもかかわらず、 被害児童の保護者が希望する場合に、首長に提出することができる調査結果を踏まえた保護者所見が未提出であったことから 、教委から首長に調査結果報告をしていない (文科省は、保護者所見の提出がなくても、首長に報告できるとしている)

③ 重大事態の調査報告書を作成していない例：4教委、25事案 (18%)

調査結果の報告書の作成が文科省の指針に規定されているにもかかわらず、**法には報告書の作成規定がないという理由**から、報告書を作成していない

勧告

(文部科学省)

- 重大事態の発生報告など法等に基づく措置を**確実・適切に講ずること**について周知徹底

制度等

- いじめ相談事案に対応している都道府県警察、児童相談所、法務局は、「学校への通報その他の適切な措置」が必要

- 法務局では、**いじめは人権侵犯事件**であり、学校側（通常は校長）の児童生徒に対する安全配慮義務違反と位置付け



学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

- いじめ相談に、学校の対応を支援するなど効果的な措置により解決した例あり**
事例：保護者からの「同級生からの無視について、学校に相談したが継続」との相談に、法務局が被害生徒の保護者と学校間の調整を計16回行い、再発防止に合意し、被害生徒も登校できた
- 一方、法務局において、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり**
・「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談（117/291事案、40%）に、「再度、学校に相談」するよう促すのみの事案が、**2/117事案（2%）**
事例：生徒からの「靴を捨てられる、「死ぬ」と書かれた紙を靴箱に入れられる。先生に何度も相談したが変わらない」との相談に、保護者から学校に相談してもらうよう助言

勧告

（法務省）

- いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

（参考）いじめの発見から対処に際して工夫している取組

学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

- いじめの発見**
 - 毎日、いじめ情報を含む生徒指導便りを全教職員に配付。気になる生徒とともに、いじめ事例を記載し、いじめをどう捉えるかの共通理解にも寄与
- いじめへの対処**
 - スクールカウンセラーなどの常勤専門職の会議体を中学校ごとに設置。いじめへの対処等とともに、教員負担を軽減
- ネットいじめ対策**
 - 全生徒、保護者等で構成される不適切な書き込みの通報体制「ネット見守りたい」を整備。校長から、生徒ら「たい員」に「**「**告げ口は救いの手、と呼びかけ
- 重大事態への対処**
 - 自殺事案が発生した市から出された「再発防止のために調査報告書の活用を」という意向を踏まえ、県内国公立校に調査報告書を配付



平成 30 年度 いじめ問題対策連絡協議会 年間予定

月 日	時 間	内 容
6月1日(金)	15時~17時	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：関内駅前第一ビル
10月31日(水)	15時~17時	第2回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：関内駅前第一ビル
12月		いじめ防止啓発月間における取組 (のぼり、ポスター等)
12月2日(日)	PM	いじめ防止市民フォーラム 場所：横浜市南公会堂